

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会 論点の整理での主なご意見

1. スト規制法の法的位置づけ

○ 平成27年部会報告で以下のとおり整理している。

- ・ スト規制法は、憲法第28条における争議権の保障が及ばない「正当ではない争議行為」の方法の一部を明文で禁止。
- ・ スト規制法は、正当でない争議行為の範囲を明らかにしてその防止を図ることが主眼で、正当な争議行為も含めて一定期間禁止し、その間にあらゆる手段を講じて労働争議を調整・解決することを狙いとする労働関係調整法とは目的が異なる。
- ・ 諸外国の労使関係法制では、電気事業に限定して争議行為を規制する法制は見当たらないが、電力供給を維持するための何らかのシステムを設けている。

<論点1>

⇒ 平成27年部会報告からの変化等を踏まえた上で、スト規制法の必要性を検討することが重要ではないか。

公	労	使
○ <u>労使関係や労使関係法においては、特段の変化は見られないと考える。</u> ○ スト規制法は公務員と異なり争議行為そのものを禁止しているわけではなく、それにより電気の正常な供給に直接に支障を生じるような行為は駄目だということが分かるような形で書いてあると、議論が少し整理されるのではないか。 → スト規制法上の「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」とは、<u>正当性が認められない争議行為を確認的に規定したものであり、行為規範として示すことで、電気事業における労使の争議行為により電気の正常な供給に障害が生じることによって、国民経済及び国民の日常生活に支障が生じないようにする役割をもった法律であると考えられる。</u>	○ <u>電気の供給に支障を生じさせない措置は、労働関係調整法の公益事業の規制に服していること、また事前に労働協約を交わして対応を図っていることで十分対応可能である。電力労働者の労働基本権は回復していくべきである。</u> ○ <u>電力システム改革以降も、労使は対等の立場に立って健全な労使関係を築いている。既に、スト規制法が制定されてから70年以上が経過している。そうした実態も十分に踏まえるべき。</u> ○ <u>根源的に議論すべきは、労働関係調整法の公益事業規制がある中、なぜ電気事業の労働者にだけ屋上屋を重ねる形でスト規制法を設ける必要があるのか。スト規制法は速やかに廃止すべき。</u> ○ <u>諸外国でも、最低限のサービス提供を維持するための公益事業規制はあるが、電気事業に限定した労使関係法制上の規制はない。これを日本に照らすと、公益事業規制としては労働関係調整法があり、現地視察やヒアリングで労使が電気の安定供給について高い志で取り組んでいたことも踏まえれば、労働関係調整法の公益事業規制だけで、国際的にも問題ない、生活者としての視点は重要だが、労働基本権という労働者にとって最も重要な権利を制約する合理的な根拠があるのか</u>がどうしても理解できず、論点とすべき。	○ <u>労働関係調整法とスト規制法の違いについては、10年前の議論の中でも一定の整理がなされていると理解。労働関係調整法は、ストライキが発生した後の対応になるため、ストライキが発生して安定供給が途絶してしまうことはあり得る。わが国は産業技術立国を自負しており、電気の安定供給は不可欠で、確実な安定供給を実現することが必要。その意味では、一度でも安定供給が途絶してしまえば対応としては手遅れという評価になるのではないか。</u> ○ <u>常に電力供給をしっかりと確保するために、事前に正当ではない争議行為の方法の一部を明確にしてそれを禁止する事前型の規制は必要と理解。…諸外国との関係では、電気事業に限定しているところはなかったが、イギリス、韓国、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、いずれも電力事業に事前規制を設けている。事後型だけではなく事前型も含めて規制している国は当然あり、特にわが国が特殊な状況にあるわけではないと理解。</u>

1. スト規制法の法的位置づけ

公

○ 昭和30年代のスト規制法に関する文献では、スト規制法が広範囲の争議行為を禁止、あるいは争議権を全面的に抑制するものとの理解があり、違憲の疑いがあるとの見解を示す労働法学者が複数いた。しかし平成、令和の時代において、スト規制法をそのように理解する労働法学者の見解は見られない。事務局の説明の理解が適切。廃止を含めた検討という附帯決議は認識しているが、この附帯決議は廃止を前提とした議論を意味しているわけではない。また、法学的に違憲、違法の疑いがある、直ちに廃止すべきというものではない。よって、本日示された論点2以降を踏まえての判断が必要。

労

- 海外では事前規制もあるというご意見があったが、国民生活への影響などに鑑みて制限する効果という意味では、事前も事後も共通している。日本では電気事業以外のほかの公益事業は事後規制しかない。労働関係調整法の公益事業規制がある中、なぜ、電気事業のみスト規制法という事前規制を設ける必要があるのか理解できない。
- 他のエネルギーやインフラといった公益事業で争議行為が起こった場合は安定的なサービス提供などについて影響が生じ得ることも論理的には考えられるが、今まで、スト規制法のような屋上屋がないことで問題が起こったかというところ起こっていない。安定供給について労使協調でしっかり取り組んでいるにもかかわらず、なぜ電気事業にのみスト規制法が必要なのか。
- 労調法とスト規制法は目的が異なるという話があったが、平成27年部会報告の中には「いずれも国民生活等への影響に鑑みて、争議行為を制限する点で共通し、スト規制法は屋上屋との指摘もある」という記載がある。その記述を非常に重要視しており、決して両法の目的が異なるのではなく、国民生活への影響等に鑑みて争議行為を制限する効果を有しているという意味では両法は共通。同じように安定供給やサービス提供が求められている他の公益事業では労調法しかない。事前・事後という話もあったが、海外の事例を見てみると、電気事業に限って事前と事後ダブルの規制を設けている例はない。そういうところを考えれば労調法の公益事業規制で十分。

使

- 平成27年報告からの10年間の話に加え、今後のエネルギー基本計画と電力システム改革がどうなっていくかは当然に重要な要素。今後、2050年に向けてCO2の排出削減対策を進めていく上では特に電化が重要で、エネルギー基本計画でもその重要性が指摘されており、電力事業がインフラの中でもとりわけ重要になっていくことを意味していると受け止め。
- 電気の安定供給、それに直接的影響を及ぼす可能性のあるストライキを事前に規制する規制法の必要性は、政策的な観点から、10年前から変わらず、むしろより高まっていく。
- スト規制法の必要性について、前回10年前の部会での取りまとめ及び附帯決議を踏まえ、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、慎重に議論を深めていくべき。加えて、第7次エネルギー基本計画（原案）の内容も十分に勘案をする必要がある。
- 仮に法律を廃止とした場合、国民生活、経済にどのような影響があるか、その影響は国民の皆様にとって受容性があるのかどうか、安心というワードも出てきたが、こういった点も含めて、法律の保護法益を踏まえ議論することが重要。

1. スト規制法の法的位置づけ

公

○ 電気は暮らしが成り立つためにも重要なインフラ。スト規制法は、停電につながる不当な行為はしないという行為規範である。これをあらためて示すことで、国民生活のリスクを回避する手段であると理解。今までのように労使関係の問題がなければ、スト規制法は不要だと思うが、今後、経営環境の変化、職場環境の変化も大きいのではないかと推測。いざスト権が行使された場合、スト規制法がなくなった場合、正当でないスト権が行使される場面になった時に、停電が起こる可能性がある。実際に起こらなくても、そういう情報が出た段階で、その影響は社会的に非常に大きいものがある。おそらく社会的、世界情勢なども鑑みて、社会全体が不安定になるかもしれない。そういった意味で、スト規制法の廃止についてはより慎重に考えるべき。

労

○ 今回の見直し議論は平成27年のスト部会の議論の延長線上のような印象も受けるが、労働側としては議論の出発点が全然違うものと考えている。今回の議論の契機となっているのは平成27年の電事法改正の附帯決議で「廃止も含めた検討」が求められていることである。今回は明確に「廃止も含めた」という記述が入っている。こうした廃止に踏み込んだ立法府の意志はきちんと受け止めた上で議論すべき。廃止に向けて、廃止した場合にどういった差し支えがあるのか、また、差し支えがあるとするとするならば、どういうふうに取り除いていくのかという前向きかつ建設的な方向で議論をするべき。

○ スト規制法制定以降、70年余りが経過する中で、争議行為によって安定供給が損なわれたという事象は発生していない。スト規制法が国民の経済と日常生活の安定に果たしてきた役割は我々も認識しているが、電気事業はシステム改革によって、「規制」から「市場」への進展が図られる中、新たな課題は引き続き労使が対等な立場で解決を図っていくことが極めて重要。こうした考えの下、引き続き国民の停電等に対する不安払拭を図るため、スト規制法を廃止するに当たって何を担保していくかなどについて関係者の共通認識を図って、今後の方向性について議論を進めていくことが必要。

使

○ 電力システム改革で、様々な発電事業者が参入しましたが、発電設備を見ると、8割、大半が旧一般電気事業者及びJERA、電源開発が保有しているという状況で、10年前と変わっていない。すなわち、旧一般電気事業者等々を代替できる大規模事業者が出てきていないと理解。実情では、独占という状況になっており、ここが変わらない限りはこの事前規制であるスト規制法の必要性も変わらないと理解。送配電網については、元々許可の整理になっており、変わっていない。それを踏まえると、このスト規制法の必要性について慎重に議論していく必要がある。

○ 今回の検討会は電事法改正の衆参の附帯決議において、10年前の部会報告における再検討の指摘に基づいて、廃止も含めた検討を行い、結論を得ると書かれている。10年前の報告では、スト規制法のあり方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後再検討すべきと書いてある。電力システム改革によって10年間で何が起こったのかを見極めた上で、この法律を存続すべきか検討をしてくださいと言われてしていると理解をしており、出発点はそこだと理解。

○ 労調法があるのでスト規制法は屋上屋でいらないのではないかという議論もあるが、それは10年前の報告の中でも整理いただいたとおり、目的が異なってるので、期待する法的効果は違うだろう。一番心配なのは事業活動に不可欠である電力が安定的に供給されることが担保されるかどうか。それは国民の皆様にとっても同じ。そのためには事前の規制が必要であり、スト規制法は必要と考える。その意味でスト規制法の存在意義はあると理解。

1. スト規制法の法的位置づけ

公

- スト規制法の対象となっている労働者はスト規制法の対象になっている事業者の中で全ての労働者ではないという認識だが、具体的にどのような定めになっているのか。
→ 国民経済や国民の日常生活に支障を生じる恐れがあるかどうかという観点から、一般送配電事業者、送電事業者及び厚生労働大臣が指定した発電事業者と定められている。このうち発電事業者は、正当ではない争議行為を行うことにより、電気の安定供給の確保で支障が生じる恐れがある事業者と指定している。その上で、正当でない争議行為やスト規制法に違反しない行為がどのようなものかは、例えば、スイッチオフ等の積極的行為が禁止対象の争議行為の例であるといったことなどを通知で示されている。その上で個々の企業における具体的な行為の内容や争議行為での不参加者は、個社の労使間で労働協約等において定められている実態があるものと承知。

労

- 労調法の公益事業規制もある中で、電気事業と石炭鉱業の労働者の労働基本権を不当に制約するスト規制法は廃止すべきだと主張してきた。これは、電力システム改革も含めた平成27年以降の変化に関わらない考え。電気の安定供給は暮らしが成り立つために非常に重要だと思っているが、これは労働基本権の問題。安定供給を担保する仕組みが何もないのかと言え、労調法の公益事業規制がある。他の公益事業はそれによって規制されているにもかかわらず、電気事業と石炭鉱業のみ、さらにスト規制法を設けて労働基本権を制約することの合理的根拠があるのかというと、明確な腹落ちするような理由は聞いてないし、ない。
- 電力の安定供給は、スト規制法によって維持されているものではない。電力労使が協力の下、様々な課題等に積極的に取り組んだ結果、安定供給は維持されている。電力システム改革以降も、電力労働者は安定供給に対する使命感、責任感は一切変わらず、今後も変わるものではない。また、電力労働者は、スイッチオフ等の積極的な行為は違法性が極めて高いと認識している。争議行為によって自ら電気を止める行為はできるものではないし、しない。また、電気の重要性は、毎年の各電力の労働組合の運動方針に掲げており、労働協約において明文化し、自主規制の強化に努めている。こうした実態等を踏まえれば、労調法の公益事業規制で十分で、スト規制法を廃止し、労働基本権を回復すべき。70年以上にわたりスト規制法があることについて、他の公益事業の労働者と違って電力労働者が信用されていないのではないかという厳しい意見も出されている。

使

- スト規制法の対象となる業務については、火力発電所においては運転監視、設備の保守・メンテナンス、そして燃料関係の業務が対象と理解。原子力発電所は先ほどの三点に加えて放射線管理の業務やテロ対策等の防護管理の業務が入ってくる可能性がある。水力発電所においては、運転監視及び保守業務が対象になりうる。それから、送配電関係では、給電司令所では需給・系統運用業務が該当し、また送電、変電、配電設備があるが、設備の保守管理業務が対象となり得る。あくまで参考だが、その対象となる業務の人数、規模感は火力、水力、原子力の発電関係が約1万名程度、送配電関係の需給・系統運用、送配電、変電設備の保守業務が約2万3千～2万4千名、発電系や送配電系を合計すると約3万4千名程度。これは電気事業連合会に加盟の10社をカウントするとこれぐらいになる。全組合員に占める割合としては約36%程度、4割弱ぐらいと想定。

1. スト規制法の法的位置づけ

公

労

使

- 行為規範であれば廃止しなくてもいいのではないかというと、そうではない。仮に行為規範であったとしても、成熟した労使関係のもとで、電気の正常な供給に障害を生ぜしめるような行為はしないと、繰り返し労働者から聞いてきたところ。電気事業と石炭鉱業の労働者に行為規範を設ける必要が本当にあるのかというところが理解しがたい。
- 電気事業法等の個別の事業法を除いて、スト規制法以外の国内の法令において、電気の公益性や特殊性に着目して公益事業の中で電気事業の労働者に限って義務や制約を課しているものはあるか。
→ スト規制法以外の国内法令において、電気事業の労働者に限り義務や制約等を課しているものはない。
- スト規制法以外に電気事業の労働者に限定した義務や制約を課しているものはないので、この点を踏まえても、スト規制法を存続させる意義が全く見いだせず、この法律は廃止すべき。
- 労使が電気の安定供給に向けて人材確保や技術継承などの課題を、しっかり共有しながら進めていくことが何よりも大事で、そういった中で労調法の公益事業規制に服するとともに、労働協約などの自主規制の強化を図っている。そういったもので十分であり、スト規制を設ける必要性が本当にあるのか。

○ 確かに労働基本権は非常に重要で、これまで議論でも確認してきたが、電気の安定供給の途絶が、国民生活に対してどれだけ影響を与えるか、電気はインフラを動かすためにも必要なインフラなので、その影響の大きさを考えて、この規制の意義を冷静に議論していくことが重要。

諸外国を見ると、イギリス、韓国、イタリア、ドイツ、カナダ、オーストラリア、いずれも電力事業に事前規制をかけており、他の国でもエッセンシャルサービスでは電力以外も含めて制約しているところがある。我が国が特殊な状況にあるわけではないと認識。

スト規制法はこの電気事業の特殊性と国民経済、国民の日常生活に与える大きさを鑑みて、公共の福祉を擁護することを制度的に担保するための制度だと理解しており、諸外国の規制の状況も参考にしながら、この規制の意義を冷静に議論していくのが重要だと理解。決して電力の皆様が信用できないとかいうことではなく、一般論として、極めて影響が大きい電力の安定供給が途絶することがないように、制度的にどうするか議論している場と理解。

2. 電気の特殊性と安定供給

○ 電気の特殊性

- ・ 電気は貯蓄不可能で、需給バランスを崩すと予測不能な大規模停電が発生することに変化はない。

<論点2>

⇒ 電気の特殊性は、平成27年部会報告から変化がないといえるか。

公	労	使
○ <u>変化がある</u>と考える。<u>DXの進展等により電力需要が上がり、一般市民のレベルでも、電気への依存が高まっている</u>。つまり、<u>国のエネルギー戦略においても、国民の生活においても、電気の重要性は平成27年部会報告時点と比べ強まっており、電気の安定供給の要請がより強くなっている</u>と言え、<u>この傾向は将来的にも続く</u>。 ○ 10年間を振り返ると、IT化、デジタル化がとても速いスピードで進んだ。あらゆる分野にわたり、<u>電気は社会の基盤</u>となっている。今の私たちの暮らしは、<u>電気に支えられている</u>というよりも、<u>電気に依存している状況</u>。今後も、<u>電気への依存度が一層高まり、事業者の社会的責任が大変重くなる</u>のではないかな。	○ <u>電気の特殊性という観点で、労働者の憲法上の労働基本権が制約できるのか疑問を持つ</u>。既に他の公益事業と同様、労働関係調整法の公益事業の規制に服している中で、<u>さらに規制を設ける必要はない</u>。 ○ <u>貯蓄可能か不可能かということ</u>を、<u>スト規制法の論点として設定することは適切なのか</u>。法の在り方を議論する上で、<u>着目すべきは安定供給</u>。 ○ 電力システム改革によって電力を取り巻く様々なものが変わってきている中、「<u>電気の特殊性・重要性</u>」という点についても、時代の流れ、政策的な流れの中で当然出てきている。その中で、<u>安定供給をいかに確保していくのか</u>といったところが大事。法律で規制するというよりも、我々は<u>人材確保や技術・技能の継承、労使がそういった課題をしっかりと共有しながら進めていくことが何よりも大事</u>。	○ 平成27年の報告書において、<u>スト規制法を存続することはやむを得ない</u>とした理由として、<u>電力需給が逼迫し、供給への不安が残っていることが挙げられている</u>。<u>将来の電力需要が増大する可能性が高い</u>というのが現時点の想定であり、<u>災害が頻発化・激甚化していることなども踏まえると、安定供給に対する国民の皆様のニーズは、より一層高まっている</u>。加えて、GXやCO2の排出量削減の観点から、<u>電化の重要性が増している</u>という新たな観点も御指摘のとおり。 ○ 前回の部会時は明確に位置づけられなかったが、CO2を出さないようにするために必要となるエネルギーである<u>電気を持つ重要性</u>という意味での<u>特殊性は、10年前の時点よりも高まっている</u>。需給バランスを崩すと予測不能な大規模停電が発生することも当然に重要な要素で、ここは10年前と大きく変わっていない。 ○ 電気は貯めておくことができず、電力を安定的に届けるには、<u>電気の消費量と電気を作る量を一致させて、周波数を常に一定の範囲に維持する必要があるため</u>、<u>電気の特殊性は10年前から変わりはなくと認識</u>。また、<u>電気は社会インフラの基盤</u>となっており、デジタル時代も迎え、<u>生活に当たり必要不可欠</u>と考えられ、<u>電気の安定供給の重要性も変わりはなく、これは特殊性でもある</u>。 ○ <u>特殊性について変化はない理解</u>。

2. 電気の特殊性と安定供給

○ 電気の重要性

- ・ 電気は引き続き常時不可欠で代替不可能なエネルギー源で、データセンターや半導体工場の新增設、生成AIの利活用拡大等に伴い、DXが進展する中でより電力需要が増加する見込み。
- ・ 今後のエネルギー需給の見通しでは、効率的なエネルギー活用により、2040年までに最終エネルギー消費量の総量は減少するが、電化により総量に対する電力需要の割合は高まる見込み。

○ 電気の安定供給の重要性

- ・ 国民経済及び国民の日常生活における電気の安定供給の重要性は平成27年部会報告時に比べ増大。
- ・ 再生可能エネルギー拡大により、火力発電における発電量のボラティリティが増加し、調整負荷が重くなっている中で、カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギーの更なる拡大・火力発電の脱炭素化も同時に求められている。
- ・ 自然災害の頻発で電気設備の保全負荷が増大しており、今後も大規模災害のリスクがある。
- ・ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化など、地政学的な経済安全保障のリスクが高まりつつある。

<論点3>

⇒ 電気の安定供給のために求められる対応の在り方は多様化しているといえるか。（第4回）

⇒ 電気の重要性が高まるとともにその安定供給を取り巻くリスクが多様化し、その対応が様々に求められる中、安定供給確保に係る課題の困難度は高まっていると言えるか。また、電気の安定供給を確保するためにはどのような対応が必要か。（第5回）

公

- 論点3の立て方について、電気の安定供給の重要性が増していることを踏まえ、対応の在り方が多様化しているだけでなく、社会の安定または国民生活における安心といった観点から、対応が十分であるかといった検討が必要。また、リスクについて、大規模災害以外のリスクも、対応またはリスクを減らす方策の検討が必要。

労

- エネルギー政策に関する様々な課題に対して、労使が連携を図りつつ、引き続き取り組んでいく必要がある。今後も電気の安定供給の重要性に対する労使の考え方に違いはないと認識。
- 電力の安定供給は、第7次エネルギー基本計画の策定において重視されているものの、電力の安定供給とスト規制法の在り方は別で考えるべき。

使

- 再生可能エネルギーの拡大に伴い、その出力変動を調整するために、火力の出力調整の頻度が増加していることは、現場視察でも確認。また、従来、石炭火力ではおおむね一定に出力を保って運転していたが、現在は、再生可能エネルギーの変動に応じて発電量を調整しながら運転しているという役割の変化があった。安定供給のために求められる対応の在り方は、多様化または変化をしている。今後も、様々な環境変化に伴って、業務内容等が変わることが想定される。
- 再生可能エネルギー拡大への対応や大規模災害に備えた対応などの環境変化を受け、送配電業務として求められる対応も変化している。

2. 電気の特殊性と安定供給

公

○ 生活の基盤として重要なインフラを支える労働者のストライキ権を復活させることも、働く者の立場としては大変よく理解。労使の関係性も、今のところ大変うまくいっている。労働者イコール生活者、消費者でもあり、暮らしが成り立たなくなるような危険性を避けたい思いは同じだと思うので、ストライキが起こる可能性はないように思われる。…スト規制法は、それがあることによって、電気の供給は止まらないとされている。そのことは、私たちの暮らしが保障されていることと同じ意味を持つ。災害などがどうしても避けて通れないリスクと考えると、ストライキ権の行使を認めないことは、あらかじめ避けることのできるリスクだと捉えられるかもしれない。消費者としては、生活が混乱に陥るようなリスクは望まないということはあえて申し上げておきたい。

○ 安定供給は非常に大事。安定供給を阻害するリスクはどうかと考えると、まず自然災害、それから設備故障と並べていった最後の方にストライキによる安定供給の阻害がくるだろう。リスクは0にはできない。完全には対応できない。そうなったときに安定供給をどうするかという観点から議論するのであれば、ストライキを規制することの重要性は非常に低い。ただ社会に対するメッセージ性というのは一定ある。そこをどう折り合いをつけていくかが難しい。スト規制法をなくしたらだれが困るかという、現状ではだれも困らない。安定供給がこれによって阻害されるような話には現状なっていない。じゃあ無くせばいいという話はそうだが、メッセージ性は無視できない。

労

○ 電気の重要性が高まっているというのは、全く否定するところではないが、それは安定供給の論点であって、スト規制法があれば安定供給が図られるというものではない。電気の安定供給は、スト規制法によって、労働者にとって極めて大事な権利である労働基本権を制約して達成できるものではない。論点に「安定供給をするためにどのような対応が必要か」とあるが、それはエネルギー政策の中で検討すべき。メッセージ性だけを理由に労働者の労働基本権を制約していいのかと考えれば、それはあってはならない。

○ 電気の重要性が高まる中、様々な安定供給を取り巻くリスクが多様化してきている。このリスクは、日本が抱える様々な政策課題に対応していくために避けられるものではなく、スト規制法の有無によって生じるものではない。安定供給については、電力システム改革の中で検討すべき。

使

○ 労使の関係は大変良好で、ストライキは将来においてもないという話はいろいろなところで出てくるが、企業ではリスクに対するマネジメントをどうするのかと、通常よく考える。そうしたとき、この国において、社会の生活を安定的に維持するインフラとして、電気にはインフラ中のインフラと位置づけられる重要性があるということ。ならば、電気が止まることは、どのようなことがあってもあってはならない。これは人の命にも関わることで、そういうことを踏まえたとき、あってはならないことを規制するために法はあるのではないのか。今後の社会のインフラとしての電気の重要性や特殊性を踏まえると、スト規制法を廃止するに十分な状況にはないのではないのか。

○ 需要と供給を一致させる仕組みが変わったことで情報授受や指示伝達業務の連携は増え、中央給電指令所の担当者を増やすなど現場の負荷が増加しているというのは確認できた。太陽光などの再生可能エネルギーが増えていることで負荷が上がって安定供給が難しくなっているのではないか。したがって10年の間で電力システム改革の影響もあり、非常に困難度は高まっていると理解。

○ 再エネ拡大に伴って、火力の出力調整など発電事業における対応は多様化あるいは変化してきている。経済安全保障の観点からは燃料確保の対応の困難さも増してきている。こういった環境の変化は今後もあるが、良好な労使関係を維持しながら、電力の安定供給に事業者としては引き続き努めていく。

3. 電力システム改革の検証を踏まえた検討

○ 電気事業における労使関係

- ・ 電力システム改革により、発送電の法的分離があったものの、電力労使は対等の立場に立ち、健全な労使関係を築いている。
- ・ 近年では争議行為の実績はなく、引き続き労使関係は安定・成熟している。

<論点4>

- ⇒ 電力システム改革の検証等を踏まえつつ、今後の労使関係をどのようにとらえるか。（第4回）
- ⇒ 現状では、労使関係は安定・成熟しているが、今後の労使関係をどのようにとらえるか。（第5回）

公	労	使
○ かつてとは異なるDX、GX、脱炭素という大きな流れの中で、<u>労働争議へと進む事情が全く起こらないと言えるのか</u>。経営環境などをめぐる変化の中で、<u>ストライキ権を行使する可能性が絶対ないと言えるのか</u>、少々疑念を感じた。	○ 電力システム改革による分社化以降も、<u>電力の労使は対等の立場に立ち、健全な労使関係を築いている</u>。 ○ 電力労使が対等な立場に立ち、健全な労使関係を築いていることは理解いただけた中で、この<u>実態を十分踏まえた対応をすべき</u>。 ○ （現場視察で）印象的だったのは、<u>電気の安定供給という目的を労使でしっかりと共有し、日々の業務を遂行されていること、それを継続的に行うために、労使が人材育成にもしっかりと取り組まれていること</u>。 ○ 良好な労使関係が未来永劫続くのかという意見もあるが、全てに未来永劫はない。争議行為を行わざるを得ない場合であっても、労働関係調整法の公益事業規制に服するとともに、<u>既に労働協約など等で争議不参加者を事前に決めるといった自主規制も含め様々な取り組みをしており、それらで十分</u>。	○ 引き続き、良好な労使関係を維持しながら、適切に対応し、電力の安定供給に努めてまいりたい。<u>安定供給という点に関して、労使共通の思いという点は賛同</u>。 ○ 労使関係については、引き続き、<u>良好な労使関係を築きつつ、電力の安定供給に貢献していきたい</u>。 ○ 現在の電力労使の関係が非常に良好であることは全く異論がなく、今後も良好な労使関係を継続されていくと理解しているが、<u>一般論で言った時に未来永劫同じ状況が続くと、誰かが確約できるのか</u>。…決して労使関係が電力の皆様が信用できないとかいうことではなく、一般論として、<u>極めて影響が大きい電力が途絶することがないように、制度的にどうするか議論している場と理解</u>。

3. 電力システム改革の検証を踏まえた検討

○ 電気事業の業務

- ・ 電気事業の業務は、主に定型・日常業務の自動化・省力化により省人化。一方で、完全自動化には至らず、再生可能エネルギー拡大に伴う発電設備の出力調整への対応など、人による判断・対応が増加している部分もあり。
- ・ 業務内容の複雑化、技術革新に伴う頻繁なアップデートにより、複数月～複数年をかけた人材育成が必要な業務も見受けられる。
- ・ 今後も電力広域的運営推進機関が策定した広域系統長期方針に基づき、再生可能エネルギー大量導入とレジリエンス強化のため、地域間連系線等の増強が予定されている。

<論点5>

- ⇒ 争議行為時の非組合員（管理職）による業務の代替性についてどう考えるか。（第4回）
- ⇒ 争議行為時の非組合員（管理職）による業務の代替性についてどう考えるか。代替ではなく電気の安定供給に支障を生じさせないために必要な範囲で組合員が協力するようあらかじめ労使で取り決めるなどが考えられるか。（第5回）

公	労	使
	○ <u>そもそも電力だけでなく、労働者が全く不要で完全自動化している職場はあまりない中で、電力の現場でも、自動化等が一定進んでいた点は意識して今後議論していく必要がある。</u> ○ 現在、電力労使においては、電気事業の公益性、さらには、国民生活の安定に寄与するために、<u>電気の安定供給に対する使命感、責任感をもって取り組んでおり、これは今後も変わるものではない。</u>また、労働協約等において、<u>電気の供給に支障を生じさせない措置を取り、全てを非組合員が代替する考え方は持っていない。</u>過去のスト規制法の調査会でも、我々の代表者がスイッチオフという自らの行為による供給停止は起こさないことを明言しており、リスクとして懸念される労務不提供による間接的な供給停止の不安も、<u>自主規制を設けることで十分。</u>	○ 現場視察において、電力システム改革でそれぞれ会社が分かれ非常にオペレーションが変わってきていることを確認。特に中央給電指令所は、かつては発電の事業者も多くなく、同じ会社で一緒にやっていたが、再生可能エネルギーの事業者が多く参入した結果、非常に<u>オペレーションそのものの緊張感、難度が高くなった</u>と、率直な印象として持った。 ○ 業務の一部自動化は進展しているものの、組合員がストライキを実施した場合、<u>管理職のみでの業務代替は非常に難しい。</u>場合によっては、安定供給の維持が困難となる事態を招き得るという認識。本社などの管理部門から現場事業所へ、当該業務経験者である管理職を応援配置する対応の可能性もあるが、電力の安定供給に必要な業務には、日々の業務経験から得られる専門知識や技能が必要。また、業務の内容が短期間で大きく変化する時代であることも考え合わせると、<u>例え経験者でも、一定期間現場を離れている者による代替はやはり現実的ではない。</u>

3. 電力システム改革の検証を踏まえた検討

公	労	使
	○ <u>労働協約は労使で交わす一番の基礎となる取り決めで、就業規則よりもその位は高い。スト参加者はどういう職種・人員なのかを当然労使で話し合いをして取り決めているなど、非常に重い内容。期間が定められているという意見も合ったが、制度が変われば当然労働協約の更新もしていくが、特に争議行為関係というのはなかなか変更できない。労働協約は関係労使で話し合った上で決めているが、それをいかにチェックしていくかという部分では、例えば、労働協約等の内容等について関係省庁などがフォローなどを行うことで、こういった部分の取扱いをより強化することも考えられる。そういう扱いも含めて、今後、労働協約の実効性フォローという部分でも、議論することが考えられる。</u>	○ <u>現地視察において、再生可能エネルギーは発電量をコントロールできず、その設備量が増え、天候や時間により変動する発電量の総量も増える</u>と聞いた。このために、<u>専門的な知見と経験を持つ人によって需給バランスを保つ重要性は10年前よりもむしろ高まったという受け止め</u>。実際、現地視察した中央給電指令所は、<u>人員体制の強化などこの10年で変化しており、今後も、再生可能エネルギーが増え、調整業務を知見と経験をしっかり持った方が現場で対応することは重要</u>。万が一何かの理由でストライキが起こって、<u>代替することが難しくなったとき、どのようにそれを考えるのか、国民が、需要側も含めて許容できるのかどうか</u>。そういった観点は十分に持つ必要がある。 ○ <u>（送配電業務において）一部業務のシステム化や自動化を図っているが、依然として、人による対応が必要な状況に変わりはない。…管理職のみで業務を代替できる状況にはなっていない。</u> ○ <u>労働協約は基本的に協約期間を労使が決めるもので、有効期間を定めているものもあるので、恒常的に担保出来る仕組みなのかといわれると、労使関係の状況が影響するものだろう。おそらく複数年で協約を締結していると思うが、スト規制法は基本的に有効期間はないので、恒常的に規制する意味で言うと、労働協約でどこまでカバーできるかと考えるべきかは、法律ほど確実ではないという理解のもとで、よく議論しなければならない。</u>

3. 電力システム改革の検証を踏まえた検討

公	労	使
	○ 平成27年の解釈通知が出されて以降、<u>争議行為を万が一行わざるを得ない場合には、電力の安定供給を損ねることがないよう、労働協約等にあるとおり、その職種及び人員について会社と組合が協議して定めることを確認しているため、こうした労使間の自主規制で十分。</u>	○ 正当でない争議行為の一部を明文化したものと考えると、本法があることで、<u>正当でない争議行為の方法の一部が何であるか、労使双方で同じ認識を持つことができる側面もあるものと認識。</u>したがって、労使で取り決めるという方法もあるかと思うが、本法ですでに明確にされていることと、取り決めることの位置づけなども踏まえて、ご議論いただきたい。 ○ 労働協約については現状どのくらいカバーされているのか、スト規制法の厚生労働大臣指定の対象となっている事業者で、労働協約がどの程度結ばれているのかは気になるころではあるが、<u>具体的に、禁止されている行為を明確にするもので、これ自体はあっていいものではないか。</u>

3. 電力システム改革の検証を踏まえた検討

○ 電気事業者間の競争環境

- ・ 自由化された発電事業については、再生可能エネルギー電源は、新規参入が拡大。石炭火力発電所は、以前はミドルベース運転をしていたが、現在は再生可能エネルギー電源増加により、発電量を調整しつつ運転する役割に変化。
- ・ 送配電事業については、引き続き地域独占。

<論点6>

- ⇒ 電力システム改革の検証等を踏まえた評価が必要な論点だが、現時点において、電気事業者間の競争環境についてどう考えるか。（第4回）
- ⇒ 電気事業者間の競争環境についてどう考えるか。（第5回）

公

○ そもそもこの議論が平成27年の部会報告と電気事業法の附帯決議を踏まえて行われるものであり、これまでの電力システム改革の検証をしてきたわけであり、その中で色々事業者間の競争環境がこの10年間でも変化があることの説明があったが、プレイヤーが増えても数社でがっちり固められているということが理解された。これがもし変化していったとき、どのような影響が出るのかということは先ほどの労使関係の話とも関係するが、やはりその少なからぬ影響というのが考えられるというのが他の業界を見ていると思う。したがって、事業者間の競争環境が、今のままであるとは必ずしも保障がないということを、やはり重視してこれから見ていくべき。

労

- 電力システム改革から10年が経過する中、発電、小売の両分野において多くの事業者が参入し、事業者による創意工夫を発現するための市場整備が進んできた認識。今後、電力システム改革による事業者や需要家の選択、競争を通じた安定供給の確保、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を果たしていくことが必要。しかしながら、スト規制の在り方を検討する上で、事業者間の競争環境を検討項目にする必要はない。
- 再エネ電源だけではなく、火力も新規発電事業者が増加。毎年、スト規制法の対象事業者を決定しているが、新規事業者を含むスト規制法の対象以外の発電事業者が発電を停止した場合は、安定供給に影響を及ぼす可能性は十分あると認識。旧一般電気事業者と旧卸電気事業者だけがスト規制法の対象であるが妥当性・納得性に疑問。全ての事業者を等しく扱い、全ての事業者をスト規制法の対象から外すべき。また、送配電事業は地域独占だが、需要に対して、発電事業者の供給力が不足した場合、安定供給は維持できない。電力システム改革の検証結果でも、課題解決の中心的役割を担うのは電気事業者、新規参入者を含めた電気事業に関連する電力産業としており、全ての電気事業者である。全ての電気事業に関わる労働者を等しく扱い、労働基本権を等しく与える観点から、スト規制法は廃止すべき。

使

- 発電事業は自由化したが、現状のスト規制法の対象事業者の電源シェアなどに鑑みると、対象事業者においてスト行為により停電が発生した場合、他の事業者による代替は困難。したがって、国民経済や生活に支障を生じさせるリスクは10年前と変わらず存在している認識。
- 引き続き、一般送配電事業者には周波数維持義務が課されており、送配電事業の位置づけも変わりはないと認識。なお、電力システム改革による競争環境整備により、発電事業者、小売電気事業者とともに様々な事業者が参入し、再生可能エネルギーの大量導入や市場調達を行う中で、一般送配電事業者の業務も多様化している状況。

3. 電力システム改革の検証を踏まえた検討

○ 電気事業の業務

- ・ 電気事業の業務は、主に定型・日常業務の自動化・省力化により省人化。一方で、完全自動化には至らず、再生可能エネルギー拡大に伴う発電設備の出力調整への対応など、人による判断・対応が増加している部分もあり。
- ・ 業務内容の複雑化、技術革新に伴う頻繁なアップデートにより、複数月～複数年をかけた人材育成が必要な業務も見受けられる。

<論点7>

⇒ 電力システム改革の検証等を踏まえる必要があるが、電気の安定供給の観点から事業者間の連携による代替性をどう考えるか。（第4回）

⇒ 電気の安定供給の観点から事業者間の連携による代替性をどう考えるか。（第5回）

公

○ 国際環境も非常に著しく不安定化を増す中で、どのように安定供給を図っていくのか考えるときに、事業者間の関係性がどうあるかは1つの要であり、再生エネルギーの調整も今後一層困難になることを考えても事業者間がどうあるべきかということは重要である。

○ 実際にある地域でストライキが起きて電力が足りなくなったという事態が発生したら、すぐに他のエリアから電力を融通するという指示を出すことが可能なのか。さらに、それによって停電は未然に防ぐことができるものなのか。

→ 電力広域的運営推進機関等の出す指示については、どういった事象なのかということに問わず指示を出すということになる。特定の発電所が何らかの理由で計画外で停止をするという段階になり、報告が入ってきたら、直ちに指示出しに向けて検討を進めるという体制になる。ただ、特定の事業者の発電所が相当数止まるということになった時に対応できるというような設計には、そもそもなっていない。

労

○ 自然災害時の設備復旧に向けた人的応援、さらには、電力システムを維持するための広域連携であり、他のエリアの者が代替して、機器の操作や運転できるものではなく、事業者間の連携で電気の安定供給は代替できない。事業者間の代替性は今回のスト規制法の論点にはならない。

○ 論点7は、特定の発電事業者がスイッチオフした時、他の事業者が送電する意味だとすると、そのような融通は難しく、スト規制法の論点にならないと考える。事務局の考えはどうか。

→ 地域間連系線の増強や需給ひっ迫時の地域間の融通などの取り組みが進んできており、10年間の変化の1つの特徴だと理解。こうした変化の延長線上に、万ーストライキに起因して電力の供給が途絶した地域をカバーする融通ができるインフラ状況か、あるいは見込みがあるのかは、スト規制法がもしなくなった後にリスクをヘッジできるものになり得るのか、実態も含めて、検証にも照らしながら議論いただければと思い設定をした。

○ 安定供給全般において、連系線の強化などはこれから電気の安定供給をしていくためには、どうしても必要な部分であることはわかる。ただ、争議行為の対応において、事業者間連携はありえないと思う。スイッチオフなど争議行為をしないということが大前提であり、ここの業務等の代替ということは考えられないと思っている。

使

○ 本件、スト規制法を考えると、要は受ける側の体制がしっかり取れてるか、この論点もあるのかと思うが、体制は別にして、地域間連系線の容量には限界があり、今後の増強も踏まえても限りがある状況。エリアの電気をすべて賄うことは難しい。こういった連携による電気の代替性があるとは言えない状況。